

委託ガイドラインの代替案（委託推進策の検討）の 具体的着手について

これまでの議論の振り返り

■委託ガイドライン検討の結果報告

当初想定していた、「市民活動団体への委託を担保することを目的とした委託ガイドライン」は困難であると結論づけた。

■代替案としての「委託推進策」の目的

- ①『市民活動団体への発注機会を増やすための職員の意識改革を促し、具体的な契約方法を周知する』
- ②『受注機会を増やすために、団体側が市からの受注を受けるための手法や流れなどを周知する』

■新たな「委託推進策」の具体案

【職員による発注機会拡大の観点】

①職員の意識改革を促すための周知資料を作成する

資料（チラシ・パンフレットのものをイメージ）を作成し、掲示板やモーニングメッセージ、職員研修などで積極的に周知し、職員の意識改革を図る。

②市民活動団体の契約先リストを作成する

市内の市民活動団体の実績や活動地域、得意とする領域などをまとめたリストを作成し、①とともに職員に周知することで、そもそも一般企業と比べて、契約先の俎上にあがらない市民活動団体を、一般企業と同じ土俵に立たせる。

【市民活動団体の受注機会の拡大の観点】

③市民活動団体向けに HP や周知資料を整備する

市民活動団体が、市の契約を受注するためには一定のルールに従って手続きを踏む必要がある。特に、神奈川県の入札登録などが代表例であり、このような重要なポイントを HP や SNS 等を用いて積極的に周知する。

① 職員の意識改革を促すための周知資料の作成

- 市民活動団体への委託を推進する意義やメリットなどについて、説明重視ではなくビジュアル重視のパワポスライド4、5枚程度のものを想定。
- ②のリストと併せて周知する。
- 活用方法としては、PC 立ち上げ時のポップアップ、掲示板（〇〇チラシ的なもの）研修資料、モーニングメッセージ等

② 市民活動団体の契約先リストの作成

①なぜリスト（委託ガイドラインの代替案）を作成する必要があるか

- 市民活動団体が業務を受注することで、団体の活動の責任や範囲が広がる。団体の活動がより公益性や実行力を伴うと、地域密着の活動による地域課題の解決やニーズの充足を地域で循環させる仕組みとなることから、市民活動団体への委託を促進したい。
- 「市民活動と協働を推進するための指針」における、「市が行う業務への参加機会の提供に関すること」に明記されているため。

②実効性の担保

- リストを作成して、それを参考にする担当課がいなければ、単に無駄な仕事を増やす形になってしまう。リストを作ることが目的ではないため、このリストが活用される運用を考えて取り組む必要がある。
- 本リストの立ち位置としては、条例改正や要綱の新規作成はせず、シンプルに庁内への情報周知の目的で（内部資料として）作成する。一方で、団体には入札システムに登録してもらうことで、他市からの入札等のチャンスもあることから、結果として市の公式な事業として扱うこととなる。

③リストへの搭載方法（団体への確認方法）

- 年に一回、NPO センターに登録している団体に対して、センターを通じて本リストへの登載希望のアンケートを実施。（団体登録の更新に合わせるか、本案件単独で実施するかは要検討）
- 希望ありの団体には、具体策③を提示し、神奈川県入札システムへの登録を促し、登録を確認できた段階でリストへ登載する。（※リスト登載の必須条件）

④リスト登録の要件

- 神奈川県の入札システムに登録した団体

⑤リストへの記載内容

例 団体名、代表者名、扱う業務、過去の実績、活動地域 etc..

⑥その他

- 契約検査課の委託ガイドラインとは別物として考える。
(しかし、委託ガイドラインに本趣旨についてコラム的に一筆入れてもらうのはいいかもしれない。)
- これまで入札システムに登載されている任意団体のケースは珍しいが、この取組によって、鎌倉の任意団体が登録されれば、他市の事業も請け負うチャンスがある。他市では例のない取組であり、この取組をきっかけにいくつかの団体が登録すれば先進的な事例と言える。
- 入札システムへの登録要件は要注意。周知用の資料を外にだした後に、実際にはできませんでした、とにならないように注意する。

【委託推進策における参考情報】

Q 任意団体でも委託は可能か

【実績】

①こども支援課 つどいの広場事業

腰越行政センターにて、未就学児親子の居場所づくりを行う

委託料 2,510,150 「ひまわり」(プロポ→当団体のみ応募⇒2号随契)

②生涯学習課 社会教育運営事業

ウインターコンサート

委託料 84,000 「鎌倉シティプラス」

③スポーツ課 ジュニアアスリート育成事業業務委託

本市における競技力の向上のため、各種目競技のトップアスリート等からの技術指導を受ける機会を提供するもの。

委託料 1,364,000 「鎌倉市体育協会」

Q 任意団体でも入札は可能か、入札の条件はどのようなものか。

⇒かながわ共同入札システムに登録がなされていること。

法人の有無は登録の要件ではない。実際に接骨院や助産院などの個人事業主が登録されている。共通して下記の要件に該当しないことが資格要件となる。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項、第 2 項の各号に該当する者

イ 同種の営業を引き続き 1 年以上営んでいない者

⇒入札は企業を想定しているため、任意団体には馴染まない表現である
ことから、実際に任意団体にはどのように適応されるか確認が必要。

ウ 営業に関し許可、認可、登録等を受けることとされている場合に、当該許可、認可、登録等を受けていない者

エ 最近 1 年間の事業税を完納していない者

オ 最近 1 年間の消費税及び地方消費税を完納していない者

⇒任意団体の場合、事業税は発生しないためどういう扱いになるか確認

カ 健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条又は雇用保険法第 7 条の規定による届出をしなければならない場合に、当該届出をしていない者

③ 市民活動団体向けに HP や周知資料を整備する

- 具体策①と同様に、説明重視ではなくビジュアル重視のパワポスライド 4、5 枚程度で作成。
- 活用方法としては、HP への掲載、NPO センターへの配架等。
- 具体策②でリスト掲載のアンケートを実施し、希望団体に対しては直接本スライドを用いて入札システムへの登録方法を案内する。
- 1 号随契では見積合わせを行うが、見積を徴取する法人・団体は、かながわ県共同入札システムに登録しているところからしなければいけないため、その旨も資料に書きこむ。

以上